

## クレジット問題と割賦販売法・ 特定商取引法の改正

弁護士 茶木 真理子

### 第1 信販会社の共同責任の必要性

ココ山岡事件や布団のモニター商法が問題となったダンシング事件に代表されるクレジットを使った大型悪質商法トラブルは後を絶たない。また、近年では次々販売や過量販売といった被害も多発し、多重債務による生活破壊等の深刻な被害をもたらすことから大きな社会問題となっている。最近では呉服の次々販売被害による自殺者が出たとの新聞報道もなされた。このような悪質商法はクレジットの存在なくして成立するものではないことから、信販会社に加盟店に対する調査監督義務(「加盟店管理責任」)や顧客の資力を超える与信を行わない義務(「過剰与信防止義務」)を課して、信販会社が不適正な与信を行わないよう防止する必要性については前々から指摘されている。そして、販売契約が無効、取消、解除等により消滅したときには、被害回復の観点からは現行の抗弁対抗規定(割賦販売法30条の4)では不十分であり、信販会社にも既払金返還の共同責任が認められるべきである。

本稿では、加盟店管理責任に関する最近の裁判例を紹介するとともに、2007年末に出された割賦販売法及び特定商取引法の改正に関する産業構造審議会の最終報告書を検討し、私見を述べたい。

### 第2 加盟店管理責任を認めた裁判例

既に述べたとおり、信販会社に加盟店管理責任を課すことは被害防止、回復の観点からは不可欠であるところ、これまで加盟店管理責任に言及した裁判例は多くなく、司法的な救済が十分に図られているとは言えない状況にある。

1 大阪高裁平成16年4月16日判決(消費者法ニュース60号137頁)

いわゆるダンシング事件において、被害者らが信販会社に対して割賦販売法30条の4の支払拒絶の抗弁権の確認を求めた事案である。判決では、信販会社が加盟店の調査、管理の義務を尽くしたかどうかは、抗弁対抗の主張が信義則に反するかどうかを判断するについてひとつの重要な判断要素

であるとしたうえで、「信販会社が継続的に提供するクレジットシステムにより悪質販売業者の不適正な販売行為が助長されている関係がある。」「こうした信販のシステムが孕む構造的な危険(病理現象)については、システムの開設者である信販会社が信販のシステムが悪用されないよう加盟店の調査・監督義務を徹底することにより対処することが期待されている。」との指摘をし、被害者らの抗弁対抗の主張は信義則に反しないと判断した。

2 静岡地裁浜松支部平成17年7月11日判決(判時1915号88頁)

同じくダンシング事件の判決であるが、「信販会社が行っている立替払契約が、悪質な販売業者の不適正な販売行為を助長することがあるから、これを未然に防止する必要がある、これを防止するのはクレジットシステムの開設者である信販会社であることなどに照らすと、信販会社には、悪質な販売業者によりシステムが悪用されないよう加盟店契約を締結する際の審査やその後における加盟店の調査・管理を適正に行うことが求められており、加盟店を調査、管理すべき義務が存する」として加盟店管理責任に言及したうえで、「信販会社がこの加盟店調査管理義務に違反したことにつき、重大な落ち度があった場合には」「信販会社は、個々の消費者に対する関係においても一定の限度(消費者が損害を被ったと認められる限度)で不法行為責任が発生することがあるというべきである。」とし、信販会社らは加盟店調査管理義務を著しく懈怠していたとして不法行為責任を認めた。

3 大阪地裁平成18年9月29日判決(消費者法ニュース71号178頁)

認知症の高齢女性に対し多数のクレジット契約を組んで呉服を販売した事案で、割賦販売法30条の4の適用がない契約についても、信義則上抗弁の対抗を認めた。判決では、「クレジットのメカニズムないしシステムにより利益を挙げている信販会社には、そのような販売体制の濫用により、消費者が被害にあわないように注意する、いわばシステム管理の責任(原告の主張によれば、加盟店管理責任)があるといえる。」と指摘したうえで、信販会社は何らかの調査や対応をしたという事実は全く窺われないし、女性の財産状況等につき慎重な審査を行うことなく多額の与信を実効したとして、売買契約の無効を信義則上対抗できると判断した。

4 小括

加盟店管理責任については、いわゆる名義貸しの事案において、加盟店管理責任を懈怠した場合これを信販会社の過失と捉え、信販会社からの請求に対し過失相殺を行う裁判例は従前から出ていた(福岡地判昭和61年9月9日判時1259号79頁等)。

上記1や3の裁判例のように、抗弁対抗を認めるかの判断の際に、信販会社が加盟店管理責任を果たしていたか否かを考慮し、消費者側に有利な判断をする裁判例が出てきたことは評価できる。しかし、さらに進んで、加盟店管理責任を法的義務とし、この違反をもって、信販会社に損害の賠償を認めた裁判例としては、上記2の静岡地裁浜松支部判決しか見当たらない。

### 第3 割賦販売法改正の動向

このように司法的救済が十分に図られていない状況の中、クレジットを利用した悪質商法被害の防止と救済に向けて、割賦販売法及び特定商取引法の改正作業が進められており、2007年末には産業構造審議会の最終報告書が取りまとめられた。今後は2008年春の通常国会に上程される予定となっている。報告書の内容は、他でも指摘されているとおり、基本的には消費者保護に適う改正であると評価したいが、いまだ不十分と思われる点多々見られるところであり、以下ではこれについて私見を述べたい。なお、最終報告書は、指定商品制の廃止等多岐の論点に触れているが、本稿で触れるのは被害防止、回復対策に限ることとする。

#### 1 加盟店調査等に基づく適正与信義務の導入

報告書は、個品割賦購入あっせん業者に対して、特定商取引法適用取引(通信販売を除く)に関し、①加盟店契約締結時等の調査義務、②与信契約締結時の契約締結過程の調査義務を課す、としている。義務違反の場合には行政処分の対象となる。

これまで通達しかなかったものを法律上の義務とする点は評価できるが、被害の多数が店舗において発生していることに鑑みれば、店舗取引も当然対象とされるべきである。この点、報告書では、展示会商法の店舗要件について、通達を改正して店舗要件の期間を延長することにより、訪問販売となる取引の範囲を広げようとしているが、迂遠な方法であり、販売業者の脱法行為を助長するだけではないかとの疑問を持たざるを得ない。

#### 2 過剰与信防止義務

現行割賦販売法で訓示規定とされている過剰与信防止義務を、報告書では義務違反の場合には行政処

分の対象としている。特に、個品割賦購入あっせん特定商取引法適用取引(通信販売を除く)を行う場合は、原則として顧客の支払能力、販売数量、過去の購入履歴等について具体的な調査義務を課すとともに、信用情報機関の利用、登録を義務付ける。

過剰与信防止義務についても、具体的な調査義務が課される取引から店舗取引が外されている点が問題である。また、実効性を確保するためには、年収の3分の1基準を採用した改正貸金業法を参考にするなどして、ガイドラインに具体的な数量基準を定めるとともに、その基準を違反した場合には契約自体が無効となるなど強い制裁措置が必要である。

#### 3 与信契約のクーリングオフ規定の導入

現行法では、売買契約のクーリングオフをしても、原則として抗弁権を主張して与信業者に対する未払金の支払いを拒絶できるとどまる。被害の防止と救済という観点からは、与信業者からの既払金返還が不可欠であるところ、報告書では与信契約についてもクーリングオフ規定が導入されることとなった。現行法では、個品割賦購入あっせん取引の場合、販売業者が与信契約に関する事項についても書面交付義務を負い、販売契約がクーリングオフの対象となるが、改正法では与信契約に関する事項については与信業者が書面交付の法的な責任主体となり、販売契約とともに与信契約もクーリングオフの対象となる。

与信契約に関するクーリングオフが認められることは、与信業者からの既払金返還を可能とするものであり、大いに評価したい。

#### 4 与信業者の既払金返還責任

報告書では、個品割賦購入あっせん取引において、特定商取引法が適用される取引(通信販売を除く)を行う販売業者が、勧誘時に与信契約に関する重要事項、あるいは、与信契約締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実の告知、又は不告知を行った場合は、与信契約を取り消すことができる、とされた。

この点については、以前から、消費者契約法4条4項の「重要事項」の解釈を巡って、販売業者が販売契約(商品、役務等)について不実告知等を行った場合に、同法5条を適用して取り消しうるか否かが問題となっていたところである。今般「与信契約締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について不実告知等があった場合にも取消権が認められることとなり、販売契約の誤認と与信契約の

取消事由と扱うものである。信販会社の過失を問わない点で評価できるが、これに加えて、商品が引き渡されない、役務の提供がないといった債務不履行型にも取消権を認めるべきである。

#### 5 過量販売取消権

訪問販売において、消費者は通常必要とされるものを超えることとなる商品や役務の契約を原則取り消すことができ、ただし、販売業者が、購入の必要性について十分な注意を払った場合、消費者の弱者性を利用したと言えない場合には除外される。

この点については、過剰な与信が行われた場合には与信契約についても同時に取消権を認めるべきである。

#### 6 審議会の最終報告書に対する批評については、消費者法ニュース 74 号でも取り上げられているほか、京都弁護士会をはじめ各地の弁護士会で会長声明等が出されている。今後はこれらの指摘も踏まえて、より良い改正がなされることを期待したい。

#### \*補筆

本稿を脱稿後、着物の次々販売をめぐり、高松高裁が08年1月、精神神経障害を持つ女性の購入契約の多くを民法の公序良俗に反し無効として、呉服販売会社と信販会社に対し、クレジットで支払った代金の返還を命じていたことが毎日新聞の報道で分かった。判決文を入手できていないため判決内容の詳細は不明であるが、報道を読む限りでは、過剰与信を理由に信販会社にも既払金の返還を認めたものと思われ、全国初の画期的な判決と言える。

---